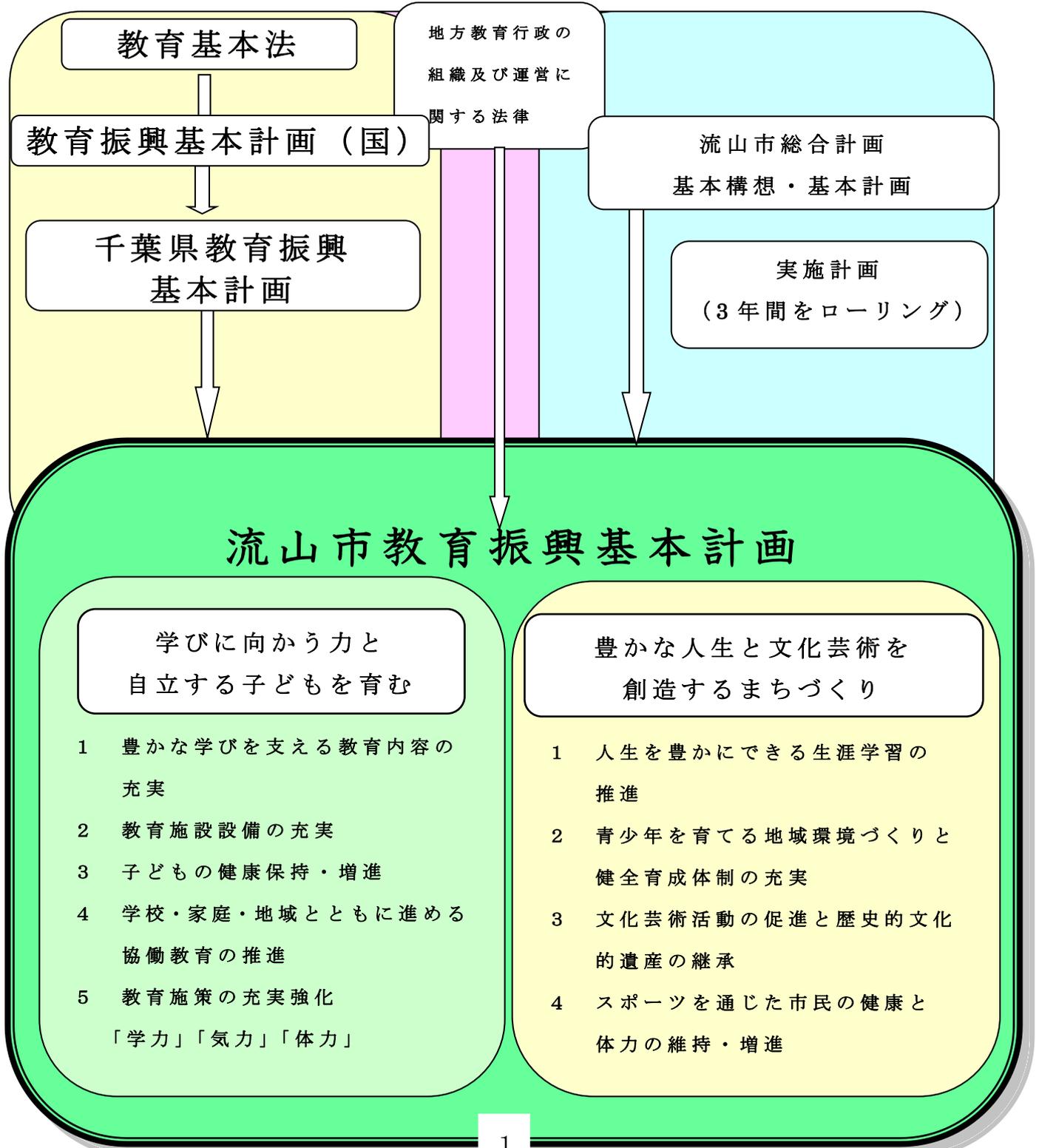


流山市教育振興基本計画（案）の概要

流山市教育振興基本計画の位置づけ

「流山市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、流山市総合計画と整合性を図り流山市の教育振興に関する基本的な計画として策定するものです。



【教育基本法第17条】

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

平成26年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、市長は、市長と教育委員会から構成される総合教育会議を設け、そこで教育の振興に関する施策の大綱を策定するものとされています。

また、文部科学省初等中等教育局長通知（26文科初第490号）では、教育振興基本計画を定めている場合には、総合教育会議において、当該計画をもって教育大綱に代えることと判断した場合には、別途、教育大綱を策定する必要はないこととされています。

本市では、令和元年6月18日の総合教育会議において、「流山市教育振興基本計画」の基本理念を「流山市教育大綱」に代えることが決定されました。

基本計画の期間・対象

【基本計画の期間】

令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。ただし、社会情勢などの変化により、計画を適宜見直すことができるものとします。

【対象】

基本計画の対象範囲を教育委員会が実施する教育・育成に関する施策及び生涯学習全般における学びの推進に関する施策としています。

基本計画の基本理念

〈学校教育〉

学びに向かう力と自立する子どもを育む

流山市の学校教育においては、「生きる力」を育むという理念を踏まえ、児童生徒一人一人が生き生きと学べる豊かな教育活動を実践します。そして、子供たちの可能性を引き出す教育の実現を目指していきます。また、流山の子供たちが「自信」と「誇り」を抱いて、いろいろなことに挑戦し、未来に活躍できる子供が育つよう、流山の教育を推進します。

〈生涯学習〉

豊かな人生と文化芸術を創造するまちづくり

生涯学習においては、豊かな人生につながる生涯学習の推進と文化芸術の醸成・歴史の継承、スポーツの振興を目指して、市民の学習要求に応える機会と場を提供していきます。そして、地域の環境づくりとともに、文化芸術・歴史・スポーツに親しむ機会の創出のために、事業を推進します。

施策の体系

基本計画の基本理念と目標の具現化のために、学校教育・就学前教育の推進においては、以下の10の重点目標と21の施策を定め、また、生涯学習の推進においては、以下の4つの重点目標と4つの施策を定め、取り組みの方向性を示します。

	重点目標	施策
学 校 教 育 ・ 就 学 前 教 育 の 推 進	1 就学前教育の推進	1 保・幼・小連携の推進
		2 子育て支援の推進
		3 地域との連携の推進
	2 確かな学力の育成	4 学びの土台づくり
		5 指導力の向上
		6 国際社会に対応した教育の推進
	3 豊かな心の育成	7 豊かな人間関係づくりの推進
		8 情操教育と多様な体験活動の充実
	4 健やかな体の育成	9 学校体育の充実
		10 運動・スポーツ活動の充実
5 命と健康を大切にする教育の推進	11 食育の推進と望ましい生活習慣の育成	
	12 安全教育の推進	
6 特別支援教育体制の推進と充実	13 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	
	14 研修の推進と協力体制づくり	
7 地域とともに歩む明るく活力ある教育の推進	15 地域に開かれた学校づくりの推進・地域による協働の取り組み	
	16 学童クラブの充実	
8 小中一貫した教育の推進	17 小中連携した特色ある流山の教育の充実	
9 教職員の負担軽減	18 教職員の負担軽減	
10 学校施設・設備等の整備と充実	19 学校施設の拡充	
	20 安全で使いやすい学校の整備	
	21 環境に優しい学校の整備	
生 涯 学 習 の 推 進	1 生涯学習の推進	1 人生を豊かにできる生涯学習の推進
	2 青少年の健全育成	2 青少年を育てる地域環境づくりと健全育成体制の充実
	3 文化芸術の醸成と歴史の継承	3 文化芸術活動の促進と歴史的文化的遺産の継承
	4 スポーツの振興	4 スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進